

Ⅱ. (2) あらゆる国、地域における文化、慣習の尊重

外国公務員などに対する贈賄の禁止

- ◆外国公務員に対し、営業上の不正な利益を得るために接待や贈答などの利益供与を行わないことは当然ですが、不正な利益を得る目的でない場合（差別的な取扱いを回避する目的で行うものも含まれます。）であっても、時期・場所や相手の立場・地位・金額・回数などによっては不正を疑われる場合もありますので、注意が必要です。

(※) ここでいう「外国公務員」の範囲は幅広く、次のような者を指します（以下同じ）。

- ・ 政府又は地方公共団体（以下、併せて「政府等」という。）の公務に従事する者
- ・ 法令により公務に従事する議員、委員その他の職員
- ・ 法令により公務に従事する者と同等の扱いを受ける者又は収賄罪の処罰規定が定められている者
- ・ 政府等関係機関（公共の利益に関する特定の事務を行うために特別に法令によって設立された組織をいう）の事務に従事する者
- ・ 政府等から特に権益を付与された次に掲げる公的な企業の職員
 - ア 政府等が議決権のある株式の過半数を直接又は間接に所有する企業
 - イ 政府等が出資の過半数を直接又は間接に所有する企業
 - ウ 政府等が役員の過半数を任命又は指名する企業
 - エ 政府等が株主総会における決議事項の全部又は一部についての許可又は拒否権を有する企業
 - オ その他、政府等が実質的に支配する企業
- ・ 政党及び政党の職員
- ・ 公職の候補者
- ・ 国際機関の公務に従事する者
- ・ 政府等又は国際機関から権限の委任を受けてその事務を行う者

- ◆外国公務員に対して接待や贈答などの利益の供与を行う必要がある場合、不正競争防止法や現地国の贈収賄関係法令、当社又は当該行為に関わりのある第三国の贈収賄関係法令に抵触することがないように、慎重を期すとともに、社内が必要とされる手続を守ったうえで、行うようにしてください。

- ◆なお、国によっては、自国と一定のつながりがあれば、広く他国で行われた贈賄行為に対しても自国の贈収賄関係法令を適用する場合も出てきており（*）、かつその執行も厳格であると言われています。

贈賄リスクは増加していますので、今まで以上に疑いを受けないよう、行動には注意する必要があります。

***例1）米国の場合**

当社の社員が、万一他国の公務員へ贈賄行為を働き、その際、米国領土内で当該贈賄行為の会合を開く、米国内を経由する形で電話や電子メールを利用する、あるいは米国の銀行口座を経由するなどした場合、当社社員又は当社が、米国FCPA（海外腐敗行為防止法）によって摘発、多額の罰金を科される可能性があります。

***例2）英国の場合**

英国内で事業の一部を行っている場合（自社の支店や事業所を設置している場合はもちろん、英国で設立した現地法人であっても、親会社から独立しておらず、実質的に親会社が英国現地法人の事業をコントロールしている場合はこれに該当するとされています。）、当社社員が万一贈収賄行為を行ったとすれば、英国内外で行われたものかどうか、英国（英国人）に関わるものかどうかを問わず、当社社員又は当社が、英国の贈収賄防止法によって罰せられる可能性があります。

不正競争防止法（外国公務員への贈賄禁止関係）の概要

☑営業上の不正な利益を得るために、外国公務員（外国の地方政府や政府に準ずる機関の役職員を含む。）に対し、職務に関して行動すること又は行動させないことを目的に、利益供与やその申込み、約束をすることを禁止。

☑適用範囲

日本人 … 日本国内に限らず、日本国外で行った場合も適用有り。

日本国内での行為 … 行為者が日本人であるかどうかを問わず、適用有り。

☑行為者の属する法人も罰せられる規定（両罰規定）有り。

- ◆海外では現地の事情や人脈に通じたコンサルタントやエージェントなどを利用する機会がありますが、コンサルタントなどが当社のために贈賄行為を行った場合、当社も責任を問われます。

したがって、コンサルタントなどを利用する場合、

- ①委託契約への贈賄禁止条項の規定
- ②必要に応じたコンサルタントなどの身元調査
- ③コンサルタントなどに金銭を支出する場合の趣旨の明確化
- ④コンサルタントへの報酬その他の支払内容の精査

を必ず行い、贈賄リスクに十分注意してください。

- ◆さらに、国によっては、軽い気持ちで行った民間に対する接待や贈答などについても、贈賄罪の対象となる場合があります、そのような規制を導入する国が増えてきています。現地の法令をよく理解し、必要に応じて海外関係管理部門に確認するなどして、慎重に対応してください。